

医療費の窓口負担 減免の基準を



問

小泉内閣以来の「構造改革」により貧困世帯の増大だけでなく、自殺・飢餓・児童虐待・家族の崩壊など社会破綻の形で現れ、国民が安心して暮らせる社会からますます遠ざかろうとしている。

平成17年度から各種控除・非課税措置の見直し・廃止が毎年行われ、平成19年度には住民税の一律10%のフラット化と定率減税の廃止が実施され、連動して国民健康保険税や介護保険料が引き上げられた。国民健康保険法の第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定められているが、国保税を払えない町民に資格証明書が発行されている。

また、医療費の負担が重く病院に行かれない状況も生まれている。国民健康保

険法第44条では、世帯主が失業など特別の事情がある場合は、医療費の一部負担金が減免されると定められているが、具体的な取り扱い要領がないため周知も活用もされていない。

幕別町独自の国民健康保険の医療費一部負担金の減免規定を明確にし、町民の命と健康を守る対応が必要である。以下の点について伺う。

- ①短期保険証・資格証明書の発行は止めること。
- ②医療費一部負担金の減免基準を明確に定めること。

町長

①国民健康保険制度は、国や町などの公費負担と被保険者の保険税などで会計が賄われているので、被保険者の負担の公平を図る観点からも特別な事情がない限り、保険税を完納していただくのが原則である。

しかしながら、現実的に

は諸般の事情により滞納している方がいるのが実情であり、町の国保運営上、少なからず支障が生じている。国民健康保険では、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、保険税を一定期間以上滞納している世帯主に対して被保険者証の返還を求め、返還したときは被保険者資格証明書を交付することとされている。

また、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期限を定めることができることと規定されていることから、保険税の滞納者に対し短期被保険者証を交付することができるとされている。

本町では、滞納者に対し可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力をしているが、諸般の事情によりなかなか履行できない方に対しては、町独自の国民健康保険税滞納者対策実施要綱などに基づき、やむなく短期被保険者証又は被保険者資格証明書を交付せざるを得ないのが実態である。

町としては、滞納者に対し機械的に対応するのでは

なく、面談等により滞納となる事情をよく聞き、親切丁寧かつ的確な対応に心がけ、計画的な納税ができるように相談をしていくことにより滞納額を減らし、一般被保険者証を交付できるように努めていきたいと考えている。

②一部負担金の減免については、国民健康保険法の規定により特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、適用することができることとされている。

特別の理由とは、国の通知によると貧困、災害、不作為、世帯主の事故による不在など一部負担金を支払うことが困難と認められる事由をいうものとされている。

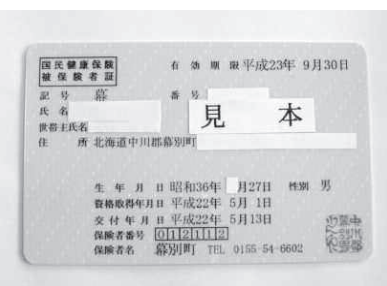
現時点における本町の対応としては、法の主旨を踏まえた上で、幕別町国民健康保険条例施行規則に定められている一部負担金の減免又は徴収猶予を受けられる基準に基づき、個別の案件ごとに対処している。

一部負担金の減免申請の実績が全国的に低調である

ということが、厚生労働省の調査により判明したことから、国は、国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施に取り組むことになった。

このモデル事業は、各都道府県から少なくとも1市町村ずつが選定され、平成21年9月から平成22年3月までの7カ月間にわたり事業に取り組むこととなり、その結果を検証してから、平成22年度中に一定の基準が全市町村に示される予定となっている。

本町としては、当面は情報収集等に努めつつ国から新たな基準が示されてから、それをベースにして他市町村の動向などにも留意しながら、適切な運用に向けての対応を検討していきたい。



国民健康保険被保険者証